

議案第24号

令和5年度調布市教育相談所事業計画（案）について

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正治

提案理由

調布市教育相談所処務規程第7条により、令和5年度調布市教育相談所事業計画を策定するため、提案するものです。

令和 5 年度

調布市教育相談所事業計画（案）

調布市教育相談所

1 令和5年度 事業概要

令和5年度からの「調布市基本計画」及び「調布市教育プラン」に基づき、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人に寄り添い、個に応じたきめ細かな教育相談の充実を図ります。

また、令和5年2月に策定した「第2期調布市特別支援教育推進計画」に基づき、学校生活において特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人がその時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、早期から就学先を検討するための情報提供に努めるとともに、就学後も児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が受けられるよう専門家と連携した相談事業を実施します。

2 教育相談事業

【教育プラン 主要事業 14 「個に応じたきめ細かな教育相談の充実】】

事 業 名		事 業 内 容
1	来所相談	○心理専門職による子どもと保護者への面接相談 子どもの心理や行動に関する心配ごとについて、心理の専門家が、子どもと保護者への継続的な面接を行います。必要に応じて子どもへのプレイセラピーや発達検査、保護者へのカウンセリング等、一人一人へのきめ細かな支援を行います。状況に応じた総合的な支援となるよう、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。
2	電話相談	○教育専門職や心理専門職による電話相談等 匿名で自宅からでも気軽に相談できる電話相談の利点を生かし、子育ての不安、学校生活に関すること、いじめ等、子どもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、問題の深刻化を予防するための相談を行います。電話相談担当者は、相談者とともに相談者が抱える課題を整理し、必要に応じて来所相談や関係機関に結びつける等、早期解決を支援します。

3	就学相談	<p>○就学先等を決めるにあたっての相談</p> <p>学校教育の場で特別な支援を必要とする児童・生徒が、発達の状況に応じて適切な教育を受けることができるよう、就学相談を行います。</p> <p>就学に関する説明会の開催やホームページへの動画掲載等により、就学前から卒業後までを見通した特別支援教育について説明し、早期から就学先を検討するための情報提供に努めます。</p> <p>相談においては、「就学相談ガイド」等を活用し、就学先等の情報をわかりやすく丁寧に説明します。保護者の希望を尊重し、児童・生徒が個に応じた学習環境の中でのびやかに学ぶことができるよう保護者と学校が児童・生徒に必要な支援について充分な相互理解と協力を得ることにより、児童・生徒の力を伸ばすことができるよう相談を進めます。</p> <p>また、巡回相談事業や教育支援コーディネーターとともに、就学相談を受けて市立小・中学校に在籍している児童・生徒の継続相談等の支援の充実を図ります。</p>
4	巡回相談	<p>○専門家による巡回相談</p> <p>巡回相談では、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等、特別支援教育の専門家による巡回相談員が、市立小・中学校を巡回して児童・生徒の行動観察等を行い、学級に適応しづらい児童・生徒の状況を早期に把握し、適切な支援を受けることができるよう、教員への指導上の助言や保護者との面接・相談等を行います。</p> <p>巡回相談と就学相談の連携をさらに深め、学習や学校生活に困難を抱える児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援や合理的配慮の提案・助言を充実していきます。</p>

3 広報活動

教育相談にかかる事業内容を広く市民に周知し、子どもや保護者・教職員などに気軽に利用していただけるように、各種刊行物の発行・配布、ホームページへの掲載等を行います。

広報誌名・内容	発行月	配布対象
調布市教育相談だより	5月	保育園、小・中学校の児童・生徒の保護者向け
	1月	新入学児童、小・中学校の児童・生徒の保護者向け
ちようふの教育相談（令和4年度利用報告）	8月	学校・関係機関向け
小1・中1個別面談のご案内	9月	小学校1年生・中学校1年生保護者向け
心のキャッチフォン 電話相談PRしおり	9月 2月	小・中学校の児童・生徒・保護者向け
就学相談のご案内	5月 10月	就学に関する説明会参加者 就学時健康診断受診者の保護者
就学相談ガイド（令和5年度版）	4月	就学相談申込者 就学に関する説明会参加者
ちようふの教育（教育委員会発行）	9月 3月	一般市民 (各種教育相談事業の案内)

4 関係機関との連携

子どもの心身の健やかな成長のために相談活動を進めるうえで、学校・教育部内関係部署はもとより、子どもを取り巻く関係機関（子ども発達センター・子ども家庭支援センターすこやか・医療機関・児童相談所・行政関係部署等）との連携の重要性が増しています。それぞれの機関の専門性を生かしながら、連携を推進して参ります。

5 研修・研究活動

教育相談所の相談事業の一層の充実を図るため、相談員としての専門知識の習得、相談技能の向上等を目指し、医学研修会、事例検討会等、各種研修・研究活動を行います。